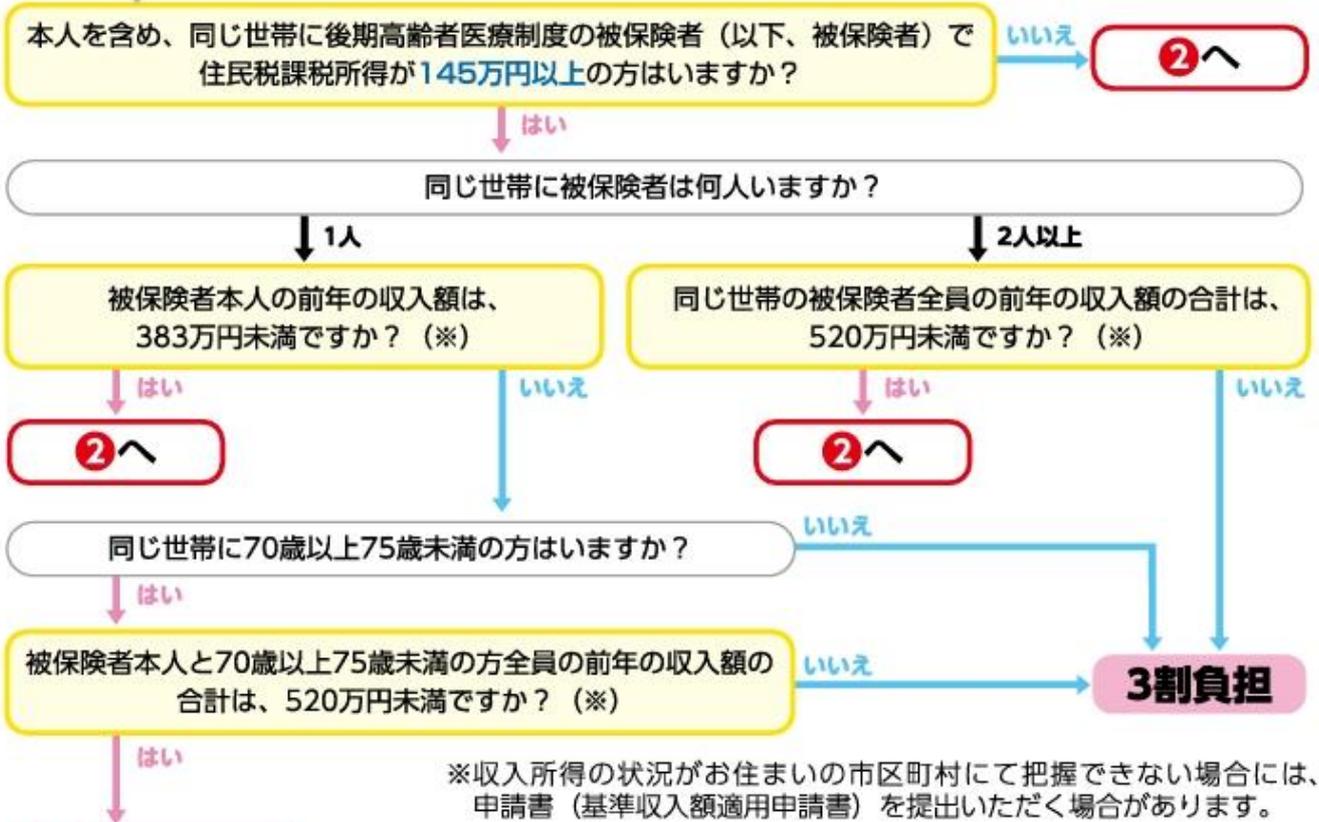


自己負担割合の判定のフローチャート

①で「3割負担に該当するか」を判定した後に、②で「1割負担、2割負担のどちらになるか」を判定します。

①スタート



②スタート



- 退職による収入、市町村民税の対象とならない収入（障害年金・遺族年金など）、確定申告を要しない特定配当などは収入から除きます。
- 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその属する世帯の被保険者で、旧ただし書所得（基礎控除後の総所得金額等）の合計額が、210万円以下である方は1割負担または2割負担になります。
- 黄色枠の金額等がわからない場合は、お住まいの市区町村へお尋ねください。